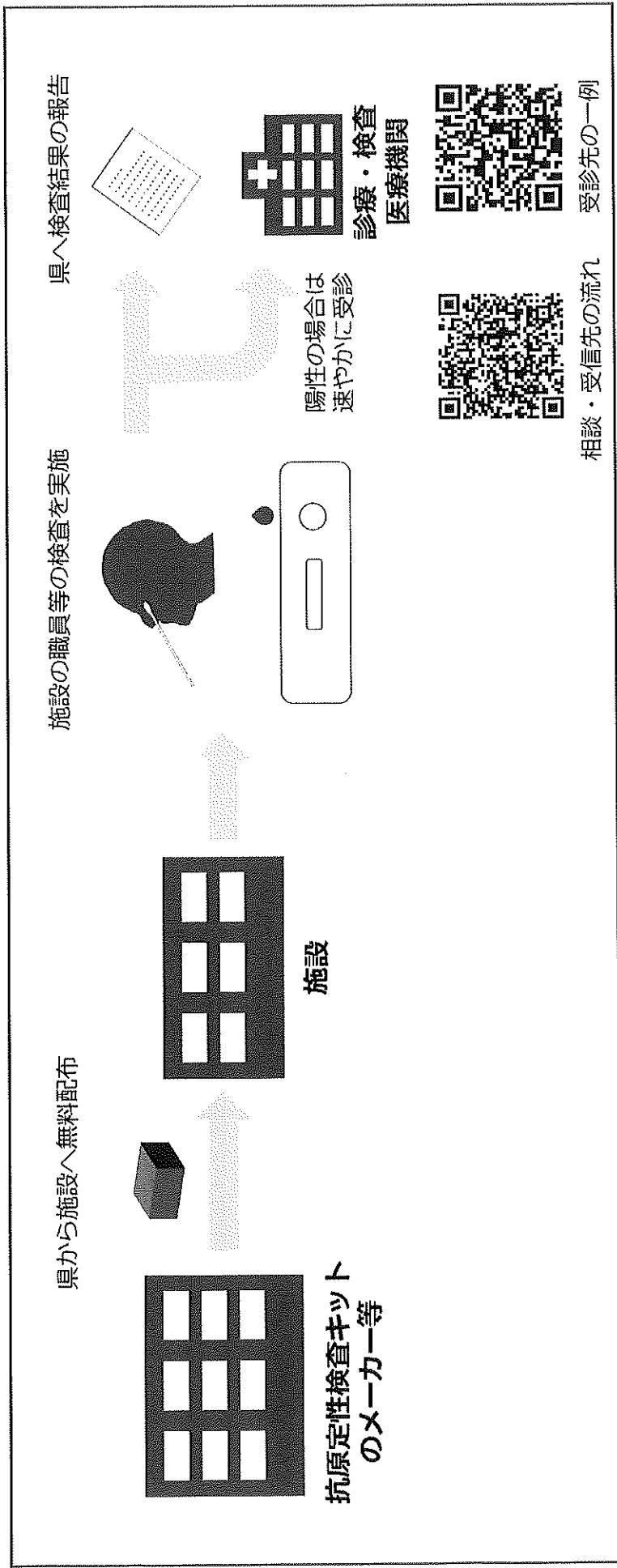
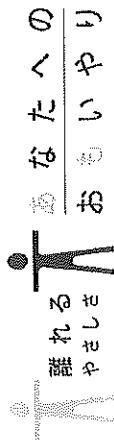


社会福祉施設等への職員及び利用者に対する検査のイメージ



※対象となる施設

- ・高齢者施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム、有料老人介護、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、通所介護（約1340施設）
- ・障害者施設：居宅介護、共同生活援助、行動援助、生活介護、計画相談支援、自立訓練、障害児相談支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援、短期入所、施設入所支援、就労継続支援A・B型、就労以降支援（約630施設）
- ・保育施設等：保育所、認定こども園、認可外保育施設、児童館、放課後児童クラブ（約1030施設）
- ・その他の施設：児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、救護施設、児童相談所、女性相談所（約20施設）



抗原検査キットを活用した対応

現状と課題

- ◆ 感染状況が高止まりし、人流の増加が見込まれるこのタイミングで更なる感染防止対策が必要と考えられる。
- ◆ 春休みに入る学校と異なり、保育施設や高齢者施設等は運営を続ける必要があり、また追加接種したワクチンの抗体定着には一定の期間を要し、感染の高止まり状態が継続する懸念がある。
- ◆ 県外からの転入者の増加に伴う感染者数の増加を抑制する必要がある。

取組内容

1 社会福祉施設等の職員及び利用者に対する検査

県内すべての保育施設や高齢者施設等の職員及び利用者を対象とし、抗原検査キットを活用した積極的な検査を実施する。

目的：① 症状のない陽性者（以下、無症状者）の積極的な把握による感染拡大の抑制
目 標：県内すべての保育施設や高齢者施設等の職員及び利用者（約175,000人分）

対 象 者 間：3月下旬～4月中旬
方 法：① 3月下旬から順次検査キットを送付（青森市、八戸市の施設についても、市を通じて送付）
② 施設では、抗原検査キット受領後一週間以内に対象者に対して抗原検査キットを活用
※施設の状況に応じて柔軟に検査することも可
③ 実施後検査状況を県に報告

2 県外からの転入者等に対する検査

県外からの転入者等に対して抗原検査キットを配付し、速やかに検査を実施する。

目的：県外からのウイルスの持ち込みやそれに伴う感染拡大の抑制
目 標：県外から転入する者（約3,000人分）

対 象 者 間：3月下旬～4月上旬
方 法：① 3月下旬から希望する市町村に検査キットを送付
② 市町村は住民窓口等で対象者に検査キットを配付
③ 対象者は受領後速やかに検査キットを活用

